

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応フロー（放課後児童クラブ編）

感染の疑い

① 本人又は同居の家族等に感染が疑われる症状※1がある場合

【対応】登所停止 感染が疑われる症状がある方は、医療機関を受診する。

受診しない場合は、症状軽快※2し、解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで。

※1 「感染が疑われる症状」とは、急性発症で、発熱、倦怠感、咽頭痛、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。花粉症や喘息など持病による症状は除く。

※2 「症状軽快」とは、発熱・倦怠感・咽頭痛が治まっていて、全体に症状改善傾向のこと。

② 本人が感染者と接触の可能性がある場合（同じ部屋に感染者がいるとき）

【対応】登所停止 ア 風邪症状がない場合は、濃厚接触者にならないと明確になる日まで、またはPCR検査結果陰性を確認するまで。

イ 風邪症状はあったが、抗原検査・PCR検査結果が陰性だった場合は、症状軽快し、解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで。

③ 本人が濃厚接触者に特定された場合

【対応】登所停止 ア 風邪症状がない場合は、感染者と最後に濃厚接触した日（感染対策を講じた日）の翌日から起算して7日間自宅待機を原則とする。

イ 風邪症状がなく、感染者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）または感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除することができる。

以下のいずれかの症状があるときは、かかりつけ医へ、かかりつけ医がない場合は、「静岡県発熱等受診センター」へ連絡する

- 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続いている
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）
- 高熱等の強い症状

「静岡県発熱等受診相談センター」
電話 050-5371-0561、050-5371-0562
平日8時30分から17時15分
※上記以外の時間（土曜日・日曜日・祝日を含む）は050-5371-0561へ

発熱の症状がない方の一般相談は以下をご利用ください。

- 厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
フリーダイヤル、9時～21時
電話：0120-565653
- 静岡県庁の専用相談ダイヤル
平日8時30分～17時15分
電話：054-221-8560

同居の家族等が濃厚接触者に特定されても、本人、同居の家族等共に感染が疑われる症状がなければ、自宅待機を解除できる。

風邪症状あり

風邪症状なし

風邪症状あり

検査対象（③）

検査対象（①②③）

検査対象外
①②

PCR検査・抗原検査

保健所及び医師の指示

医療機関受診

《陽性》

【対応】病院・保健所の指示に従い、感染症指定病院に入院および自宅療養。

回復

療養期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校と児童クラブに電話で報告の上、登所する。

《陰性》

【対応】・児童：解熱剤を使用せずに、発熱・倦怠感・咽頭痛等の風邪症状がないことを24時間確認する。（①・②-イ）
・感染者と最後に濃厚接触した日（感染対策を講じた日）の翌日から起算して7日間自宅待機。（③ア）

※上記期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校と児童クラブに電話で報告の上、登所する。

《感染の疑いなし》

【対応】・医師の指示に従う。（①）
・主要症状がなくなるまで
・無症状で7日間経過した時や2回の抗原定性検査キットで陰性が確認されたときは、5日目から登校可能（③アイ）

【注】
新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により、フロー①を本人のみとすることもある。

【重要】利用児童及びその保護者、支援員は、PCR検査等を受検した場合は、その結果について必ず放課後児童クラブに連絡してください。